

(案)



岡 賃 審 第 号
令和4年8月23日

岡 山 労 働 局 長
成 毛 節 殿

岡山地方最低賃金審議会
会 長 西 田 和 弘

当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について (答申)

本日貴職から、令和4年8月5日付け岡山県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する、労働組合岡山マスカットユニオン 執行委員長 ■■■■■、岡山県労働組合会議 議長 ■■■■■、岡山県高等学校教職員組合 執行委員長 ■■■■■、生協労組おかやま 定時職員部会事務局次長 ■■■■■、生協労組おかやま 副委員長 ■■■■■、生協労組おかやま 定時職員 ■■■■■、自治労連岡山県本部 執行委員長 ■■■■■、岡山医療生協労働組合 ■■■■■、岡山医療生協労働組合 書記次長 ■■■■■からの異議申出に関し意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和4年8月5日付け答申どおり決定することが適当である。